番 号

 年 月 日

株式会社日本能率協会総合研究所

代表取締役　譲原　正昭　殿

 申請者 住所

 氏名 　法人にあっては名称

 及び代表者の氏名

令和５年度　離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業補助金

交付申請に係る誓約書

下記に該当しないことを誓約致します。

 記

一　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。

二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者。

三　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に基づく排除措置命令を受けた日、若しくは裁判所が差し止めを行った日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者。

四　不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく措置命令を受けた日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者。

五　別紙「暴力団排除に関する誓約事項」各号に記載されている事項に該当する者。

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）（第32条の３第７項及び第32条の11第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者。

七　離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由のある者。

八　コンソーシアムを構成する民間団体等が法人の場合にあっては、その業務を行う役員のうち、前第一号から第七号のいずれかに該当する者があるもの。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。